

兵庫県警察警備実施規程

〔 昭和39年10月1日
公安委員会訓令第9号 〕

兵庫県警察における警備実施については、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）の定めによるほか、必要な事項は、兵庫県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和39年10月1日から施行する。